

三鷹市立図書館の更なる飛躍をめざしての提言

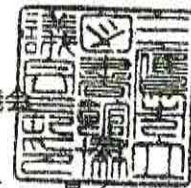
～ 図書館協議会委員任期満了にあたって

平成15年6月30日

三鷹市立三鷹図書館

館長 若林 寛

三鷹市立図書館協議会



会 長	堀
副会長	石原 晃子
委 員	大和谷 慈子
委 員	稲垣 滋子
委 員	岡村 清子
委 員	清水 靖子
委 員	宍戸 寛
委 員	福島 頼子
委 員	米屋 奈加
委 員	山田 三重子
委 員	狩野 澄子
委 員	酒井 カヅ子
委 員	大嶺 せい子
委 員	安盛 恵理子
委 員	堺谷 京子

(順不同)

はじめに

今期、三鷹市立図書館協議会委員は平成 15 年 6 月 30 日をもって任期満了にあたり、平成 13 年 7 月から平成 15 年 6 月までの協議会開催を経て、ここに「三鷹市立図書館の更なる飛躍をめざしての提言」を行うものです。

なお、この提言は、多岐にわたる図書館サービスの中から、本協議会で議論された主な事業のサービスのあり方について問題提起し、多様な意見を記したものです。そのいくつかでも今後の図書館サービスの向上に資するものがあれば幸いです。

三鷹市立図書館協議会
会長 堀 宏

三鷹市立図書館の更なる飛躍をめざしての提言

1 提言の趣旨

少子・高齢化、国際化、IT革命の急速な高まりの中で、三鷹市民の生涯学習に対する要求もますます多様化、高度化している。また、21世紀を担う子どもたちへの文化、教育活動への支援も疎かにはできない。市民と行政が協働で「まちづくり」を進めることがますます求められる中で、生涯学習活動の拠点として機能してきた三鷹市立図書館は今後更に充実していくためにどのような基本方針をもって図書館サービスを展開していくべきか、早期解決の必要な問題は何かを当協議会は協議してきた。今期は特に、提起された資料収集に係わる下記の課題を検討した結果をまとめたものである。

- (1) 複本の購入——特にベストセラーの大量購入について
- (2) 電子出版物の収集について
- (3) 大型活字本の収集について
- (4) 外国語資料の収集について

2 公共図書館の基本理念

図書館は、憲法で保障された基本的人権としての知る自由を有する市民に、図書館が蓄積してきた膨大な資料と機能を駆使して、これに応える重要な任務を負っている公的機関である。図書館法の規定をまつまでもなく、公共図書館は、さまざまな資料を収集し、組織化し、保存して、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設である。図書館が市民生活の中に深く根ざし、文化的生活を営む上で欠くことのできない施設であるという認識を市民とともに共有するためにも、時代の変化や要請に敏感に反応し即座に対応できる図書館サービスを構築していかなければならない。

3 今日求められる公共図書館の役割と機能

平成13年7月に文部科学省が、図書館法第18条の規定に基づき『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（告示第132号。以下、『望ましい基準』と略称）を告示した。この中で「運営の基本」として「市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に則した運営に努めるものとする」と、明記されている。今後、各自治体の自主性や自己責任の原則のもとでの図書館行政の推進が求められる。今回の『望ましい基準』では、随所に電子情報の活用や障害者サービス、外国人サービス、児童・青少年サービスなど、今日的な課題がおりこまれている。上記の基本理念を念頭に、『望ましい基準』を参考にしながら前記の4つの課題への対応を提言したい。

4 当面する4つの課題に対する対応策

(1) 複本の購入——特にベストセラーの大量購入について

従来、「図書館は学生の勉強部屋」と考えられてきた公共図書館が「市民のための図書館」へと大きく変換したのは、60年代後半から70年代といわれている。『子どもの図書館』（石井桃子著 岩波新書）による啓発と地道な文庫活動、『中小レポート』といわれてきた『中小都市における公共図書館の運営』（日本図書館協会）や『市民の図書館』（同協会）の力によるところが大きい。とりわけ「市民の求める図書を気軽に貸し出すこと」がサービスの柱となり、図書館の新設とあいまって貸出が公共図書館サービスの中核となっていく。

しかし、一方では、調査研究やレファレンスサービスといった情報提供活動がなおざりにされていった事実も否認しない。図書館司書の専門性がうすれ、司書職制度の進展や将来に暗い影をも落としていった。

図書館がベストセラーや話題の図書を大量に購入することにより、市民により身近かな存在になることは間違いないが、サービスの質の維持や多様なサービスにきめ細かく対応できなくなる懸念も生じよう。リクエスト、予約制度を十分維持することの必要性はいうまでもないが、ベストセラーを中心とした複本の大量購入、大量貸出はそろそろ見直すべき時にきたのではないか。広汎な市民と十分に話し合い、理解を求めながら「購入冊数の限定」、「貸出期間の短縮」等の工夫をして対処していくべき問題がある。限られた資料費の中で、バランスのとれた蔵書構成を図り、あらゆる年代の市民の資料要求や読書案内、レファレンスサービスに対応していただきたい。

(2) 電子出版物の購入について——コンピュータ情報通信機器を活用したサービス

デジタルパッケージ資料として、CD-ROM、CD、LD、MD、DVDなどの新しい形態の電子出版物は次々と登場してきている。三鷹市立図書館の選書基準の改定を視野にいれながら、これらの電子出版物を積極的に購入していくべきである。特に、広大な空間を占有せず迅速な検索が可能な全国紙を中心とした新聞縮刷版や事（辞）典、白書、年鑑、書誌等のレファレンスツールとしてのCD-ROM版はレファレンスサービスの質を確実に高めることができる。

また、『望ましい基準』も指摘しているように、他館と協力しつつ「インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備」も急務の課題である。インターネットをとおして活用できる最新の情報源は、情報サービスを推進していく上で強力なツールとなろう。

(3) 大型活字本（大活字本、拡大写本）の収集について——高齢社会へ向けて

三鷹市においても確実に市民の高齢化が進行している。（三鷹市の平均寿命は男性80.2歳、女性85.4歳『市区町村別生命表の概況 平成12年』厚生労働省による）世代を問わず一般的に、市民の生涯学習への意欲はますます軒昂で、豊富な余暇時間を活用した学習への取り組みに図書館としても積極的な支援をしていくことは当然である。そのためにも学習環境の整備、高齢者が望む資料の収集・提供は最優先で実施しなければならない。高齢者や弱視者が読みやすい大型活字本は格好な資料である。

現在、日本全国で大活字本を出版、製作している団体は、19社にのぼる。(『図書館年鑑 2002年』 日本図書館協会による)大活字本とは別に、手書きやワープロ、パソコンなどを使って作製された「拡大写本」の存在も忘れてはならない。拡大写本とは一般的に、視覚に障害のある人やお年寄りなどのために、文字を読みやすい大きさに書き直したものであるが、その多くはボランティアによってなされているという。初めて拡大写本を見た利用者の中には「こんなに便利なものがあつたのか」と驚く方もおられ、拡大写本の認知度は必ずしも高くないと考えられる。大型活字本や拡大写本を積極的にとりいれている図書館を参考にし三鷹市立図書館としても大いに活用すべきである。併せて、分館も含めた市内すべての図書館に拡大読書器の導入も検討に価する。

(4) 外国語資料の収集について——多文化サービスの新たな展開のために

多文化サービスとは、在日外国人が日本にいながらにして母国の情報が得られるように公共図書館が海外の新聞、雑誌、図書等を豊富に取り揃えて情報を提供する活動である。現在、三鷹市に外国人登録をしている住民は、約3,000人おり、国際化の進展に伴い外国人居住者は増える傾向にあると考えられる。国籍や職業、在留目的、期間も多様化していよう。これらの外国人が母国語で書かれた資料をとおして母国の必要な情報や、三鷹市で生活する上で必要な生活情報、行政情報を母国語で得られるよう、関係部署と協議しながら図書館としてできうるかぎりの配慮が求められている。

一方、私たち日本人にとっても海外資料をとおして異文化を理解し、国際交流を深めることもできよう。海外留学や旅行のために必要な最新の情報を在日外国公館へ出向くこともなく身近な図書館で得ることが可能になる。

<外国語資料の収集のプロセス>

ア 三鷹市立図書館の外国語資料収集・提供の現状の把握

次の視点から外国語資料サービスの実態を見直す。

- (ア) 三鷹市民が求める外国語資料がどの程度そろっているか。
- (イ) 外国人の調査研究に役立つ資料がどの程度そろっているか。
- (ウ) 利用案内やレファレンスサービスなどが外国人にとって利用しやすいか。
- (エ) 外国語による利用案内、館内のサイン計画は整備しているか。

イ 外国人利用者へのアンケートの実施

外国語資料の収集に入る前に、三鷹市内の外国人居住者の実態を調査する必要がある。国・地域別外国人登録者の推移・現状を把握したうえで、これら外国人を対象に図書館への要望等のアンケートを実施する。この点については、「(財)三鷹国際交流協会」愛称 MISHOP (ミショップ) の協力を依頼するのも一策である。

ウ 収集方針の確定

アンケート等の結果を踏まえ、外国語資料の収集のための方針、選定基準を策定する。言語別収集冊数、ジャンル、参考図書、実用書、話題の図書、新聞、雑誌等の定期刊行物など収集の規模や範囲をしばりこむ。併せて、必要な予算上の措置を講じる。

まとめ

三鷹市立図書館がこれまで以上に市民に信頼され、開かれた施設へと飛躍するためには「地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分反映した図書館運営」(『望ましい基準』)が必須の条件である。一般的に言って資料、施設が完備していても、これを運営していく館長以下職員の資質や専門性が不十分であれば大きな支障をきたすことはいうまでもない。

「仏作って魂入れず」のたとえにならぬよう、『図書館法』や『望ましい基準』で明記されている専門的職員としての図書館司書の採用、配置や職場研修、更には、他自治体公立図書館の見学研修や関係会議への積極的参加などはないがしろにはできない。三鷹市立図書館協議会としても以上の諸点を改めて強調し、提言としたい。

<付 言>

三鷹市立図書館協議会が今後提言すべき課題

1 児童に対する図書館サービスのあり方について

少子化、学校完全週5日制、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定など子どもをめぐる社会の動きが激しい。文庫活動の歴史と伝統を誇る三鷹市として乳幼児を含めた児童サービスをあらゆる角度から見直す時期が到来したと考える。

2 南部図書館(仮称)新設と三鷹市立図書館ネットワークのあり方について

第3次三鷹市基本計画では南部図書館(仮称)の建設が明示されている。図書館サービス網の確立とともに学校図書館やコミュニティセンター図書室、大学図書館との連携など更に充実した図書館サービスを市民へ提供するための準備を早急に検討する必要がある。